

「コムストックローン約款」【コムストックローン・S B I 証券】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社
(下線箇所は変更部分)

新	旧
コムストックローン約款 【コムストックローン・S B I 証券】 日本証券金融株式会社	コムストックローン約款 【コムストックローン・S B I 証券】 日本証券金融株式会社
第1条～第3条 (現行どおり)	第1条～第3条 (省 略)
第4条 (融資要領) 1～3 (現行どおり) 4 遅延損害金 お客様が第2条第7項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第15条 <u>第5項</u> により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。	第4条 (融資要領) 1～3 (省 略) 4 遅延損害金 お客様が第2条第7項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第15条 <u>第3項</u> により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。
第5条～第13条 (現行どおり)	第5条～第13条 (省 略)
第14条 (契約の終了) 1 第2条第7項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるとき	第14条 (契約の終了) 1 第2条第7項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるとき

新	旧
<p>は、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様が第7条または第15条第5項により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3)～(6) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>は、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様が第7条または第15条第3項により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>
<p>第15条 (反社会的勢力の排除ならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の排除)</p> <p>1 (現行どおり)</p>	<p>第15条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	

新	旧
	<p>行わないことを確約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為。</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて日証金の信用を毀損し、または日証金の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為。</p>
<p><u>3 お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p> <p>(1) <u>日証金に差し入れる担保有価証券、日証金に支払う返済金、利息等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」によるものであること。</u></p> <p>(2) <u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者。</u></p> <p>(4) <u>経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行うこと。</u></p>	(新 設)
<p><u>4 お客様が暴力団員等および前各項各号に該当しないこと、または、前各項で表明・確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他日証金が必要と判断した場合において、お客様は、日証金に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他日証金が必要と判断した事項を確認するための情報提供の求めに応じることを確約します。</u></p>	(新 設)
<p><u>5 お客様が、暴力団員等もしくは第1項から第3項までに関する各項各号の一にでも該当する場合、各項の表明・確約に違反もしくは虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、前項の情報提供に合理的な理由なく応じない場合であ</u></p>	<p><u>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切</u></p>

新	旧
<p>って、お客様との取引を継続することが不適切である<u>とき</u>には、<u>次のとおり</u>とします。</p> <p>(1) お客様は、日証金からの請求によって、日証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(2) お客様は、日証金との取引が停止され、または通知により担保の解除がされても異議を述べないものとします。</p> <p>6 本条の規定の適用により（第4条第4項・第14条第1項第2号による本条第5項適用の場合を含む。）、お客様に損害が生じた場合にも、日証金になんらの請求をしないものとします。また、日証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p>	<p>である<u>場合には</u>、お客様は、日証金からの請求によって、日証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、日証金になんらの請求をしないものとします。また、日証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p>
<p>第16条～第18条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>付 則</u> この改正約款は2024年2月1日から実施します。</p>	<p>第16条～第18条 （省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>